

秩父市農業委員会 令和4年 第7回 定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和4年 7月25日(月) 午後2時00分
- (2) 閉会日時 令和4年 7月25日(月) 午後3時37分
- (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 15名(農業委員10名、農地利用最適化推進委員5名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席番号	農業委員氏名	出席状況	議事録署名人	地区	推進委委員氏名	出欠状況
1番	◎糸 東 男	出席		第1 区域	吉 川 稔	出席
2番	上 井 克 彦	出席			松 澤 眞 一	—
3番	○長谷川 満	出席	●	第2 区域	倉 林 幸 男	出席
4番	加 藤 勝 市	出席			大久保 勝	—
5番	笠 原 倍 吉	出席		第3 区域	田 口 俊 夫	—
6番	彦久保 利 平	欠席			小久保 健 司	出席
7番	○横 田 友	出席		第4 区域	齊 藤 稔	—
8番	黒 澤 昌 治	出席			富 田 典 孝	—
9番	青 野 孝 司	出席		第5 区域	新 井 明 弘	出席
10番	新 田 恭 一	欠席			木 村 初 枝	—
11番	長 島 秀 明	出席			高 田 忠 一	—
12番	豊 田 恵 男	欠席			新 舟 文 男	—
13番	設 楽 治 男	出席	●	第6 区域	千 島 初 夫	—
					木 村 雄 一	出席

◎印 農業委員長 ○印 会長職務代理者 ●印 議事録署名人

—印は新型コロナウイルス感染予防対策のため出席を求めなかった農地利用適正化推進委員

4 議事日程

- 日程第1 開会・開議
- 日程第2 議事日程の報告
- 日程第3 総会成立の報告
- 日程第4 議事録署名委員の指名
- 日程第5 諸報告
- 日程第6 審議議案の報告
- 日程第7 議案審議

- 議案第29号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて
農地法施行規則第17条第2項による区域 (2件)
- 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)
- 議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について (2件)
- 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について (12件)
- 議案第33号 農地利用集積計画の決定について (2件)
- 議案第34号 農地利用配分計画の意見について (2件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

5 農業委員会事務局職員

職名	氏名	備考	職名	氏名	備考
事務局長	川上 貴		主席主幹	小嶋 祥弘	書記
参 与	宮前 房男		主 事	川上 僚太	書記
主 幹	千島 修		主 査	笠原 信之	
主事補	見澤 俊亮				

6 会議の概要

日程第1 開会・開議

議長（衆東男会長） ただいまから、秩父市農業委員会 令和4年 第7回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長（衆東男会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（衆東男会長） はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いいたします。

川上事務局長 本日の出席は、農業委員は、13名中10名、農地利用最適化推進委員は、14名中 5名です。(コロナ感染予防のため、担当意見の無い農地利用最適化推進委員は出席を求めない)

議長（衆東男会長） 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（衆東男会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長（衆東男会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。13番 設楽治男 委員 及び 2番 長谷川 満 委員、以上のお二人をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小嶋主席主幹及び川上主事を指名いたします。

日程第5 諸報告

議長（衆東男会長） 次に、諸報告を行います。総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に 処理した案件 と その結果につきましては、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

事務局に説明をいたさせます。

川上事務局長 諸報告について説明いたします。

本日付け、報告文書をご覧ください。2件報告いたします。

番号1の届出でございます。登記地目は田で、土地所有者は平成27年、相続により取得し、本年3月の総会で審議いただきました、5条の農地転用を凶る〇〇〇番の隣接地でございます。農地改良し、所有者が畑として利用をするとの事でございます。改良する面積は〇〇㎡であり、工事期間が1か月以内であるなど、一時転用としての許可を要しない事案に該当します。

番号2の届出でございます。登記地目は畑で土地所有者は昭和54年、贈与により取得し、その後保全管理地となっておりましたが、今回の届け出により、農地改良を行い野菜の耕

作を行うとの事でございます。なおこの土地は令和2年10月の総会で報告させていただいておりましたが、改良が終了しないまま放置されており、その後地権者の思い違いにより、本年4月に土砂搬入を行っていたことから、中止するよう口頭で伝えており、今回、届出が再度提出されていたものでございます。

現地は豊田委員さん、倉林推進委員さん、農業委員会事務局職員により確認しております。改良する面積は〇〇〇㎡であり、工事期間が1か月以内であるなど、一時転用としての許可を要しない事案に該当します。

議長（糸東男会長） 以上で、諸報告を終わりにいたします。

日程第6 審議議案の報告

議長（糸東男会長） 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

川上事務局長 それでは、令和4年第7回定例総会において審議していただきます議案について申し上げます。

議案第29号	農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直し 農地法施行規則第17条第2項による区域の指定について	が	2件
議案第30号	農地法第3条の規定による許可申請について	が	1件
議案第31号	農地法第4条の規定による許可申請について	が	2件
議案第32号	農地法第5条の規定による許可申請について	が	12件
議案第33号	農地利用集積計画の決定について	が	2件
議案第34号	農地利用配分計画の意見について	が	2件

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（糸東男会長） ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願います。

日程第7 議案審議

議案第25号上程 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて（1件）

議長（糸東男会長） これより、議案の審議に入ります。議案第25号「農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて」を議題といたします。事務局より議案の説明をいたさせます。

事務局（宮前参与） 議案第29号、農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。

農地を耕作目的で 売買、贈与、貸借等により、その権利を設定し又は移転する場合、農地法第3条の許可条件を全て満たす必要があります。その条件の一つに、申請地を含め耕作する農地の合計面積が、下限面積以上であることという面積要件があります。この下限面積要件は、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ 安定的に継続して行われないことが想定されるため、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとしております。なお、この下限面積は、地域の平均的な経営規模などからみて、地域の実情に合わない場合には、農業委員会で別段の面積を定めることができることとなっており、1の農地法施行規則第17条第

1項による区域を設定しております。また、秩父市農業委員会としてはこの規定により、平成30年1月22日に開催した全員協議会において、一定の条件を満たす場合は、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき、区域を筆ごとに設定し、その面積を最小で1アールにまで引き下げる取扱いを適用することに決定されました。

議案書の2ページをご覧ください。

本議案を上程いたしますのは、2農地法施行規則第17条第2項による区域として、番号1の別所字〇〇畑〇筆〇〇平方メートルを設定するものです。

案内図をご覧ください。申し出の所在につきましては、〇〇〇の約〇〇メートル付近に位置し、令和〇年、相続により取得した土地です。農地の所有者は、母親と秩父市〇〇に居住しておりますが、仕事の都合上(海外勤務)耕作することが困難となり、将来遊休農地になる恐れがあることから、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しているものです。議決いただいた後はその旨を公示し、市のホームページにおいても周知いたします。その後、同地にて耕作をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定による許可を受けなければなりません。現地を確認したところ、(A畑)耕作状態、(B畑)保全管理の農地でした。

説明は以上です。

事務局(川上事務局長) 議案書の2ページをご覧ください。

本議案を上程いたしますのは、2農地法施行規則第17条第2項による区域として、番号2の〇〇字〇〇畑〇筆〇〇平方メートルを設定するものです。

案内図をご覧ください。申し出の所在でございますが、〇〇〇の〇〇メートル付近に位置し、〇〇〇〇に隣接しております。申出者が昭和54年、〇〇により取得した土地です。この土地〇番の〇は文筆され、先月の農業委員会総会において5条による転用申請がされ審議し、住宅用地とした隣接地にあたります。土地の所有者は、従来より耕作しておりましたが、耕作することが困難になり、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しているものです。

議決いただいた後はその旨を公示し、市のホームページにおいても周知いたします。

その後、同地にて耕作をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定による許可を受けなければなりません。現地を確認したところ、保全管理されている農地でした。

説明は以上です。

議長(桑東男会長) 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

4番 加藤 勝市 委員 4番加藤です。ただいま事務局から説明がされましたが、申請地に関して確認を行いました。やむを得ないと感じました。現在の状態より、有効活用が図られる事が期待されます。本日、認めていただくと3条申請がされると思います。吉川委員さんの意見も尊重したいと思います。ご審議お願いいたします。

1区 吉川 稔 推進委員 第1区の吉川です。先日、事務局、加藤委員と現地を確認しました。先ほど事務局、加藤委員さんが説明しているとおりで、保全管理されている状態でした。次の耕作者もいるように伺っておりますので、今より良い状態になると思います。皆様のご審議をお願いいたします。

2区 倉林 幸男 推進委員 2区の倉林です。事務局長、豊田委員さんと先日現地を確認いたしました。先ほど事務局長より説明されたとおりで、6月に申請された自己用住宅及び倉庫の土地の文筆した部分です。これに伴う別段の申請ですので、ご審議くださるようお願いいたします。

議長（糸東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸東男会長） いかがでしょうか。質疑、意見がございませんか。
（「無し」という人あり）

議長（糸東男会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第29号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。
（全員挙手を確認する）

議長（糸東男会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申し出のとおり、許可することに決しました。

議案第30号上程 農地法第3条の規定による許可申請について （1件）

議長（糸東男会長） 次に、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（宮前参与） 議案書3ページをお開きください

本案件につきましては、令和4年 第6回 定例総会において 別段の面積の見直しとして、ご審議、決定いただいた、農地法施行規則 第17条 第2項の規定に基づき 設定された農地に対し、譲り受けた旨の申し出であり、譲渡人との協議が成立したことから、このたびの申請となりました。なお、譲受人、譲渡人、申請地、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。申請地は、〇〇〇 字 〇〇〇 畑 〇筆 〇〇㎡で、〇〇の北東〇〇メートル付近に位置し、平成16年、〇〇により取得した土地です。譲受人は、申請地に隣接した土地を宅地分譲で取得し、新居を建築しました。譲受人は農業経験はありませんが、入居と併せて新規就農を予定しています。作付計画では、ジャガイモ、トマト、キュウリ、ネギ等季節ごとの野菜を栽培する計画です。面積も〇〇㎡であり、就農は可能であると見受けられます。

説明は以上です。

議長（糸東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

4番 加藤 勝市 委員 4番加藤です事務局より説明がありましたが、特に意見はございません。良いことだと思います。吉川推進委員さんの意見を尊重いたします。皆様のご審議をお願いいたします。

1区 吉川 稔 推進委員 吉川です。3条の申請です。〇〇㎡の面積は少ないようですが、野菜等の耕作を行っていただくので良いと思います。皆様のご審議をお願いいたします。

議長（糸東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議案第30号についていかがでしょうか。

（異議なしの声有り）

議長（糸東男会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。これより、採決を

いたします。議案第30号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

議長(糸東男会長) 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第31号上程 農地法第4条の規定による許可申請について (2件)

議長(糸東男会長) 次に、議案第31号 農地法第4条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局(川上主事) 議案書4ページをご覧ください。私からは番号1について説明します。

申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。申請地は〇〇町 畑 〇筆 〇〇㎡で、令和3年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は〇〇〇から〇〇に約〇〇m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。転用目的は自己所有地への進入道路です。

申請事由ですが、申請者は昭和37年頃から、農地法の許可を得ず、隣接の自己所有地への進入道路として使用しておりました。今回、隣接地の自己所有地に自己用住宅の建て替えを計画しており、今後も引き続き対象地を進入道路として使用していきたいとして、始末書添付の上で申請されました。一体利用面積は〇〇〇㎡となります。資金計画も整っており、また、隣接には申請者以外の農地がなく、周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えられます。現地を確認しましたところ、進入路となっていました。

説明は以上です。

事務局(小嶋主席主幹) 私からは番号2について説明いたします。

申請者、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は 〇〇字〇〇畑〇筆 〇〇㎡で、平成14年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。

申請地は〇〇〇から北に約〇〇m離れた場所にあり、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は共同住宅です。申請事由ですが、申請地周辺には1キロから〇キロ以内に幼稚園、小学校、スーパーマーケット、駅、保育園があり、利便性から共同住宅の需要が見込まれることから、ここに共同住宅を建築し賃貸収入を得たいとして申請されました。計画では申請地に共同住宅を1棟建築となっております。排水計画は隣接する市道内公共下水への接続の予定となっております。なお、申請地は昭和〇〇年頃より、申請地の奥にある自宅への進入路として一部使用してしまっていた経緯があり、その旨の始末書が申請者より添付されております。

資金調達計画は整っています。また、隣接農地所有者からは本申請地の農地転用についての承諾書が添付されております。現地を確認したところ、一部は進入路として使用されており、残りの部分は、保全管理の状態となっております。以上です

議長(糸東男会長) 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

4番加藤 勝市委員 4番加藤です。番号1ですが詳細は事務局より説明の有ったとおりです。申請事由。3種農地、周辺の状況等全て条件が整っていることなど。60年以上進入路として使用していたことなど現状に、合わせた申請ですので良いことだと思われまます。ご審議をお願いいたし

ます。

9 番青野 孝司委員 9 番青野です。番号 2 について意見を申し上げます。概要は事務局より説明のあったとおりです。当該農地は保安全管理の状態です。申請者は当該農地に共同住宅を建設したいとの事ですが、宅地化が進んでいる地域でもあることから、やむを得ないと感じます。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長（糸東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います

議長（糸東男会長） 第 3 1 号に関する質疑 又は 意見はありませんか。

2 番上井克彦委員 番号 2 の共同住宅建設予定地の奥、進入路のようになっていおりますが農地の中を通っているのでしょうか。どのような形態となっているのでしょうか。

事務局（小嶋主席主幹） 現在は 1 筆の農地として、この進入路は農地に復元しております。この集合住宅建設予定地の進入路は舗装も施工されているので、始末書が添付されております。

議長（糸東男会長） ほかに質問等はありませんか。

議長（糸東男会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。これより、採決をいたします。議案第 3 1 号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（糸東男会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第 3 2 号上程 農地法第 5 条の規定による許可申請について （1 2 件）

議長（糸東男会長） 次に、議案第 3 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（川上主事） 議案書 5 ページをご覧ください。私からは番号 1 から 3 について説明します。

初めに番号 1 について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は議案書記載のとおりです。

申請地は ○○町 畑 ○筆 ○○㎡ で令和 4 年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地は○○○から○に○○m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第 3 種農地と判断しました。転用目的は駐車場及び倉庫です。申請事由ですが、譲受人は現在、○○の卸売り及び販売を行っており、申請地の付近に事務所があります。譲受人は、平成○年頃より、駐車場と倉庫として、申請地を借り受け使用してきました。この度、譲渡人が相続に伴い、土地を調査したところ、申請地が農地転用の許可を受けていない農地であることが判明しました。事務所から近く利便性もよい申請地を今後も駐車場と倉庫として使用していきたいことから、是正したいとして始末書添付のうえ申請されたものです。権利の設定は賃借権であり、資金調達計画は整っております。また、隣接には農地がなく、周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えられます。現地を確認しましたところ、駐車場と倉庫として利用されておりました。

続きまして、番号2について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は議案書記載のとおりです。

申請地は ○○町 畑 ○筆 ○○㎡で平成○年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は○○○から○に○○○m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。転用目的は自己用住宅の建設です。申請事由ですが、譲受人は現在、アパートに暮らしておりますが、手狭となってきたために家族と共に申請地へ自己用住宅を建築したいと申請されました。

資金調達計画は整っています。また、隣接からは本申請地の農地転用についての承諾書が添付されております。現地を確認しましたところ、不耕作状態となっております。

続きまして、番号3について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は議案書記載のとおりです。

申請地は ○ 畑 ○筆 ○○○㎡で平成○年に相続により取得した土地です。(建築に伴う後退用地を除くと○○○㎡) 案内図をご覧ください。申請地は○○○から○にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。転用目的は自己用住宅の建設です。

申請事由ですが、譲受人は現在、アパートに暮らしておりますが、手狭となってきたために家族と共に、申請者の義理の父が所有する申請地へ自己用住宅を建築したいと申請されました。

なお、対象地は現在、土地の分筆を処理中ですが、申請地の東側に義理の父が所有する自己用住宅が建っており、倉庫及びコンクリートたたきの一部が農地にはみ出して建築及び敷設^{ふせつ}されており、違反転用状態となっております。本件については、譲渡人の違反ではありますが、土地の面積が500㎡を超えており、自己用住宅として使用できる面積を上回っているため、畑として使用している土地の一部を分筆する必要がありますが時間を要するため、順次農地転用の手続きを進めていく予定です。

資金調達計画は整っています。また、隣接からは本申請地の農地転用についての承諾書が添付されております。

現地を確認しましたところ、不耕作状態となっております。説明は以上です。

事務局（宮前参与） 私からは、番号4について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。申請地は、○○○ 字 ○○ 畑 ○筆 ・ ・ 平方メートルで、○○○の○○メートル付近に位置し、平成19年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、自己用住宅です。申請事由ですが、譲受人は現在、申請地の南南東15mのところ約45年居住していますが、令和元年の台風19号の頃から、台風や土砂降りの度に、川に面する斜面が崩落しないか心配であり、居住地が土砂災害警戒区域(イエローゾーン)に指定されていることから、近くで土地を探していたところ、譲渡人との間で売買による話がまとまりました。

なお、建物建築後は、土地は借地の為、現在住んでいる建物を取り壊し、更地にして返却する計画です。資金計画等も整っており、問題は無いと考えます。現地を確認したところ、耕作されている農地でした。

事務局（小嶋主席主幹） 私からは番号5から番号11について説明いたします。

番号5及び6については関連がありますので併せて説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、番号5は ○○○ 字 ○○ 畑 ○筆 ・・㎡の内・㎡で、番号6は○○ 字 ○○ 畑 ○筆 ○○㎡で、それぞれ平成・・年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。

申請地は・・・から北に○○m離れた場所にあり、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は番号5が・・・及び看板、番号6が農家住宅敷地拡張です。

申請事由ですが、番号5につきましては、公共施設として・・・場及び町会閲覧用看板として、近隣からの要望があったことから、農地法の許可をえず、平成10年頃から・・で使用しており、公共性も強く今後も引き続き使用していきたいとして、このたび始末書添付のうえ申請されました。なお、譲受人については・・・となっております。番号6の譲受人は議案31号番号2の申請者と同一人であり、譲渡人である母と同居しておりました。この度、共同住宅を建築するための農地転用の申請にあたり、自宅である農家住宅の敷地の一部が農地転用の許可なく敷地内通路および農業用倉庫として使用されていたことが判明し、農地に復旧することも難しく、引き続き使用していきたいとして、このたび始末書添付のうえ申請されました。なお、同居していた母については、令和○年に老人ホームへ入居されたことから、4条申請ではなく所有者である母（譲渡人）から居住者である子（譲受人）への5条申請となっております。

番号5及び6については、あらたな資金は発生しないとのことで、資金調達計画はありません。また隣接に譲渡人所有以外の耕作農地はありませんでした。現況を確認しましたところ、番号5は敷地内通路及び農業用倉庫として、番号6は・・・及び公共閲覧用看板として利用されておりました。

続きまして、番号7について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、番号5は ○○○ 字 ○○ 畑 ○筆 ○○㎡で、昭和53年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は・・・から○○に・・・m離れた場所にあり、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は自己用住宅敷地拡張です。申請事由ですが、譲受人は申請地に隣接する宅地に居住しており、平成○年頃より、農地法の許可を得ず、申請地を宅地と一体利用し、自宅への出入り用及び庭として使用しておりましたが、今後も引き続き使用していきたいとして、このたび始末書添付のうえ申請されました。一体利用面積は○○○㎡となります。権利の移転は贈与で、あらたな資金は発生しないとのことで、資金調達計画はありません。また隣接に農地はありません。現況を確認しましたところ、隣接道路からの進入路及び庭として利用されておりました。

つづきまして、番号8について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ○○ 字○○○ 畑 ○筆 ○○㎡で、平成5年に・・により取得した土地です。案

内図をご覧ください。申請地は・・・から・・・m離れた場所にあり、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は自己用住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は現在黒谷地内で両親と同居しておりますが、家族が増え、なにかと手狭になり、申請地を購入し、住宅を新築したいとして申請されました。資金調達計画は整っています。また、隣接農地所有者からは本申請地の農地転用についての承諾書が添付されております。現地を確認したところ、不耕作地となっております。

番号9及び10、11については関連がありますので併せて説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、番号9は〇〇字〇〇〇畑〇筆〇〇〇㎡で、番号10は〇〇字〇畑〇筆〇㎡、番号11は〇〇字〇畑〇筆〇〇〇㎡の内・・・㎡で、それぞれ昭和35年に・・・で取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地は〇〇〇から〇〇m離れた場所にあり、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は番号9が農家住宅敷地拡張、番号10が自己用住宅、番号11が一時転用での自己用住宅建築のための資材搬入路です。

申請事由ですが、番号10については、譲受人は現在、小鹿野町にある妻の実家に居住しておりますが、家族も増え、なにかと手狭となり、譲渡人である祖父の所有する申請地に、住宅を新築したいとして申請されました。なお、転用の筆が北側に伸びている理由として、住宅の建設の位置の関係で排水先が東側の市道側溝への放流となり、隣接する祖父の所有地の排水桝に接続する必要があることから北側の接道面への距離が伸びているとの理由書が添付されております。

また、この度の自己用住宅の建築計画の際に、隣接にある母と祖父が住む居宅の一部及び物置が、隣接農地に一部越境しており、農地法の許可を受けずに昭和53年4月頃から利用していたことが判明しましたが、既に住宅・物置として使用し、農地に復旧することも難しく、引き続き現況のまま使用していきたいとして、始末書添付のうえ申請されたものが番号11となります。一体利用面積は、〇〇〇㎡となります。

また、番号10の自己用住宅の建築にあたり、搬入車輛や重機の進入に際して、東側隣地への騒音や振動を最小限にするため、番号10の自己用住宅の進入路に並行して、幅約・メートルの資材等搬入路として一時転用申請されたものが番号12となります。番号12については、番号10の建設中に鉄板を敷き運用し、建築工事完了後に原状復帰する旨が申請書に記載されております。

番号10及び12については、資金調達計画は整っています。番号11についてはあらたな資金は発生しないとのことで、資金調達計画はありません。また隣接に申請者以外の農地はありませんでした。現地を確認したところ、保全管理されておりました。説明は以上です。

事務局（笠原主査） 番号12について説明をいたします。

借受人、貸渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書に記載のとおりです。

案内図をご覧ください。申請地は ○○ 字 ○ 畑 ・ 筆 ○○○㎡で、・・・から約・・・m付近に位置しており、平成 23 年に・・・で取得した土地です。

借受人は、平成 7 年に成立した法人で、再生可能エネルギー発電システムの設計、施工、販売並びに発電の売買事業に関する業務を目的の一つとしております。転用目的は、太陽光発電施設の設置です。今回の申請ですが、申請地はすでに太陽光発電施設の設置を目的として、借受人が吸収合併した法人が農地転用許可を受け、工事が完了しております。

申請の経緯ですが、借受人が令和 2 年 4 月 1 日に吸収合併し消滅した法人が、令和 2 年 3 月 9 日に農地転用許可申請し、令和 2 年 4 月 16 日付けで農地転用許可を受け、令和 2 年 7 月 21 日に完了届を受理しております。その後、吸収合併により事業承継している借受人が、さいたま地方法務局秩父支局に賃借権の登記依頼をしたところ、農地転用許可を受けた法人が吸収合併により消滅していることから、登記不可との判断がありました。登記について、司法書士に依頼し、さいたま地方法務局と話し合いを重ねましたが判断は変わらず、このままでは賃借権の登記ができないため、埼玉県農政課、秩父農林振興センター、秩父市、申請人で協議し、改めて吸収合併により事業承継している借受人名義で経緯書を添付の上、農地転用許可申請をするものです。

現地を確認すると申請のとおり、すでに太陽光発電施設が設置されており、稼働しておりました。説明は以上です。

議長（糸東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

4 番加藤勝市委員 4 番加藤です。番号 1、2 ですが共に 3 種農地、近隣の宅地化の状況等を勘案いたしますとやむを得ないと判断いたします。なお番号 1 では始末書が添付されている、番号 2 では隣接農地の同意書が添付されていることから必要書類は全て整っているため総合的に判断してやむを得ないと判断をいたしました。ご審議の程お願いいたします。

1 3 番設楽治男委員 13 番設楽です。議案の 3 番ですが、現地は耕作されており、よく整備されておりました。隣接地に 30 坪ほどの農地が残りますが、耕作には不向きですので、法の縛りが無ければ、譲受人に渡したいところです。

4 番加藤勝市委員 4 番加藤です。4 番の議案ですが事務局より説明の有ったとおりです。。ここは 2 種農地として判断されている所ですが、事務局より説明がされましたが、譲受人が現在居住している所が借地で土砂崩落警戒区域となっておりそうしたことから、今回の申請地に転居したいとの事です。安心して生活していくことから好ましい事だと思います。ご審議の程お願いいたします。

9 番青野孝司委員 9 番青野です。番号 5 から 7 について説明いたします。概要は事務局説明のとおりですが、いづれも農地転用の許可を得ないまま、使用していたことが判明したことによる追認案件です。番号 5 についてですが、当該農地には地元町会による・・・と看板が設置されております。・・・が譲受人となっており、始末書も添付されていることからやむを得ないと思われま。次に番号 6 ですが、当該農地にはすでに進入路、農業用倉庫が設置されており農家住宅敷地拡張ということですが、申請者は十分に反省し、始末書も添付されていることからや

むを得ないと思いました。番号7ですが、当該農地には譲受人の住宅が建築されており叔父である譲渡人から利用を許されてきました。このたび自己用住宅敷地拡張ということで申請されましたが、始末書も添付されており、まや狭小な農地であるのでやむを得ないと感じました。ご審議をよろしくお願いいたします。

11 番長島秀明委員 番号8から11まで意見を述べさせていただきます。内容については事務局より説明したとおりです。8番ですが、申請地は保全管理状態の農地です。周辺に2件住宅がありますが、隣接する農地への影響は無いと思しますのでやむを得ないと思います。続いて番号9、10、11について一括して説明します。9番は事務局説明のとおり追認案件です。周辺は申請人の農地が有り、特に近隣からの苦情も無く始末書も提出されているのでやむを得ないと思います。10番は住宅建設として申請されたものですが周囲は申請人の土地であり、隣接農地も始末書が提出されております。11番は10番へ住宅建設のための進入路としての一時的転用です。本来は10番の土地のみで間に合うと思いますが、周辺への配慮、騒音等の迷惑をかけないとの事で申請がされています。以上のことからやむを得ないと思います。

2 番上井克彦委員 2番上井です。12番ですが事務局説明のとおりです。社名変更ですが吸収合併なので良い（登記は可能）と思いますが、登記官が登記は受付ないという事での申請です。（審議を）よろしくお願いいたします。

議長（糸東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

4 番加藤勝市委員 4番加藤です。10番と関連していますが11番の幅員を教えてください。

事務局（小嶋主席主幹） 提出された書類により説明します。市道に接続していますが延長48m約50mです。幅員はそれぞれ・mと・・・mです。

2 番上井克彦委員 2番上井です。番号4についてお伺いいたします。現在、崖地との事ですが崖地の規定を教えてください。

事務局（宮前参与） 崖地ではなく、土砂災害警戒区域に一部敷地がかかっているため、近隣の土地を探していたら、この土地あったとのことで申請されたものです。急傾斜地の測量等を実施していないので詳細は不明でございます。

議長（糸東男会長） この案件に質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（糸東男会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これよりお諮りいたします。議案第32号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（糸東男会長） はい全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可することに決しました。

議案第33号農地利用集積計画の決定について

議長（糸東男会長） 議案第33号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局に説明をいたさせます。

事務局（小嶋主席主幹） それでは、番号1について説明をいたします。

本案につきましては、基盤強化法第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定

めるにあたり、令和4年7月11日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。それでは、計画の内容を申し上げます。

本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。貸付けに係る土地については議案書をご覧ください。申請地は、〇〇 字〇〇 畑 〇筆 計〇〇〇〇㎡のうち〇〇〇㎡です。土地の所在につきましては、案内図をご覧ください。申請地は、・・・・付近にある農地です。

利用権を設定する期間は、令和4年10月1日から10年間です。なお、本案につきまして決定をしていただいた後には、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、続く議案にて農用地利用配分計画を決定することとなります。説明は以上です。

事務局（笠原主査） 私からは、番号2について説明をいたします。

本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、令和4年7月11日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。それでは、計画の内容を申し上げます。

本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。貸付けに係る土地については議案書をご覧ください。申請地は、〇〇〇 字〇〇 畑1筆 〇〇〇㎡です。土地の所在につきましては、案内図をご覧ください。申請地は・・・から〇〇〇付近にある農地です。

利用権を設定する期間は、令和4年10月1日から10年間です。なお、本案につきまして決定をしていただいた後には、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、続く議案にて農用地利用配分計画を決定することとなります。説明は以上です。

議長（糸東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

7番横田 友委員 7番横田です。・・・でやっと管理機構を使うという案件、農地を守っていく形になってきました。将来はこういう形になるかと思えます。推進委員の小久保さんと心配したところです。このように進むとよいと思えます。

3区小久保 健司推進委員 3区の小久保です。この農地はどのようになるのか心配しておりましたが、今回公社が仲介していただけるので安心しております。よろしく願いいたします。

2番上井克彦委員 2番上井です。2番の案件ですが。農地利用集積計画ですので大変良いことだと思います。議案34号で出てきますので後ほど詳しく説明します。集落の中のまとまった農地ですので利用するのは良いことだと思います。

5区新井明弘推進委員 推進委員の新井です。上井委員さんと確認しましたが良いことだと思います。ご審議をよろしく願いいたします。

議長（糸東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

5番笠原倍吉委員 5番笠原です。私共は公社に対して、荒川地内でそばの里などの賃貸価格が10

アール当たり 2,000 円です。この委員会で審議した記憶では 1,000 円から 5,000 円未満での賃貸です。今回は・・・円と、高価格ですが説明をお願いいたします。

事務局（農政課齊藤主幹） この場所が農振農用地では無いこと。この場所が・・・栽培のためハウスがあることがございますので、この単価となっております。

議長（糸東男会長） いかがでしょうか。ほかに質疑、意見がございませんか。単価が高いというのは、上物があるとの条件があると思います。ほかにご覧ですか。

議長（糸東男会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 33 号について、市長からの申し出のとおり決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（全員挙手を確認する）

議長（糸東男会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申し出のとおり、決定することに決しました。

議案第 34 号の内利用配分計画について

議長（糸東男会長） 議案第 34 号農用地利用配分計画の意見についてを議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局(小嶋主席主幹) 番号 1 について説明をいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、令和 4 年 7 月 11 日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。計画の内容を申し上げます。

このたびの配分計画に掲げられております農地は、先の議案第 33 号におきまして農用地利用集積計画を決定したもので、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、申出がありました担い手に配分する計画です。

借受人は、新規就農で配分を受けた後、通年で・・・栽培を行う計画になっています。

賃借期間については、令和 4 年 10 月 1 日より 10 年間で、賃料は 10 a あたり・・・円です。

なお、それぞれの計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断しております。

説明は以上です。

事務局（笠原主査） 私からは、番号 2 について説明をいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、令和 4 年 7 月 11 日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。計画の内容を申し上げます。このたびの配分計画に掲げられております農地は、先の議案第 33 号におきまして農用地利用集積計画を決定したもので、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、申出がありました担い手に配分する計画です。

借受人は、認定農業者である・・・で、配分を受けた後は申請地で・・・の栽培を行う計画です。賃借期間については、令和 4 年 10 月 1 日より 10 年間で、賃料は 10 a あたり〇〇〇〇円です。この計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断しております。

説明は以上です。

議長（糸東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

7番横田 友委員 7番横田です。事務局説明のとおりです。2種農地です。貸手借手がしっかりすることにより農地が守られることで非常に良いと思います。推進委員の小久保さんとも喜んでいきます。今まで少し荒れた農地ですが、非常にまじめに・・・栽培に取り組んでいる方で、賃貸料は高いですが10年間取り組んでいただきたいと思います。

3区小久保推進委員 3区の小久保です。事務局、横田委員より説明のあった通りです。大変良いことだと思いますのでご審議のほど、よろしくお願いいたします。

2番上井克彦委員 2番上井です。番号2について説明いたします。借受人は・・・でございます。東日本大震災の時に、・・・で耕作を行っておりましたが、・・・による立ち入り禁止区域となったことから、埼玉県との協議により、この吉田地内において、他の農地も利用権を設定して（耕作して）おります。33号議案の貸付人ですが、こちらに居住していないので、耕作ができないことから、利用権を設定し耕作をしていただくことになったと聞いております。すでに、荏胡麻の作付を開始しております。以上です

5区新井明弘推進委員 推進委員の新井です。上井委員さんと現地を確認しましたが良い状態で耕作されておりました。・・・は（吉田地内の）他の農地で耕作しておりますので良いことだと思います。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長（糸東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸東男会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第34号について、農用地利用配分計画に対する意見は無い旨を市長に答申することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

議長（糸東男会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、意見なしとすることに、決しました。

議案34号の審議は終了しました。

33号の賃借権に関する賃借料、10aあたり・・・円についてですが、この農地には建物が建てられているようです。（このことについて）今後は、農地に何か建築する場合は、農業委員会の許可、指導等を受けるよう農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様から指導をお願いします。

日程第8 閉議・閉会

議長（糸東男会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これもちまして秩父市農業委員会 令和4年第6回定例総会を閉会いたします。